大 個 審 第 2 号 (答申第 4 1 号) 平成15年5月21日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会 会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成15年5月16日付け羽第53号で諮問のありましたカルテ等診療情報に係る 大阪府個人情報保護条例第8条第1項第7号に規定する個人情報の目的外利用及び提 供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報 の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件提供に関して例外事項に該当するも のとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

1 本件申出者については、本人の同居の長男として、最も関係の深い遺族の一人であるとともに、本人が羽曳野病院に入院する際には筆頭の保証人となり、入院時及び入院中において本人の病状について医師から説明を受けるなど、申出者は本人の入院中における病状、治療等に関する情報について知る立場にあり、これらの個人情報を申出者に提供したとしても本人の権利利益を侵害するおそれはないものと思われる。

ただし、「患者記録1号」に記載された情報のうち、血液検査の内容及びその結果については、本人の権利利益の保護の観点から、申出者に提供することは適当でない。

- 2 また、提供対象となる情報の中の第三者に関する情報のうち、府立羽曳野病院の 医師、看護師等の職員に関する情報については、府民の利用に供することを目的と して管理する刊行物等に記録されている個人情報であることから、申出者に提供し ても当該第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと考えられる。
- 3 なお、申出者以外の親族に関する個人情報については、当該人の同意を得た上で 提供することとされたい。